

福井県立足羽高等学校同窓会 会則

(名称および事務局)

- 第1条 この会は、福井県立足羽高等学校(以下母校という)同窓会(以下この会という)と称する。
- 第2条 この会は、事務局を福井県福井市杉谷町44番地、母校内におく。
- 第3条 この会は、理事会の議決を経て、支部をおくことができる。

(目的および事業)

- 第4条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに母校との連携を密にし、その発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。
- (1) 会員名簿および会報の発行
 - (2) 各種会合の開催
 - (3) 母校発展への協力
 - (4) この会の目的達成に必要な事業

(会員)

- 第6条 この会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員 母校を卒業したもの
 - (2) 特別会員 母校の教職員および教職員であったもの

(役員、評議員および顧問)

- 第7条 この会を運営するために、次の役員をおく。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 評議員 年次毎若干名
 - (6) 庶務会計 2名
 - (7) 顧問 1名
- 第8条 役員は、次の基準に基づいて選任する。
- (1) 会長、副会長、監事は、理事会で若干名の選考委員を選出し、同委員会が各役員について候補を選び、総会で承認を得る。
 - (2) 理事は、評議員の中から選び、会長が委嘱する。
 - (3) 評議員は卒業年次別、職業別、地域別等を考慮して選出し、会長が委嘱する。
 - (4) 庶務会計は、評議員の中から選び、会長が委嘱する。ただし、うち1名は特別会員(母校教職員であるもの)から選出する。
 - (5) 顧問は、母校の校長に会長が委嘱する。
- 第9条 役員職務は、次の通りとする。
- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理し、会議を主宰する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
 - (3) 理事は、会務について企画協議し、その運営にあたる。
 - (4) 監事は、会務および財産経理の監査にあたる。
 - (5) 評議員は、重要な会務について協議し、かつ、その分担処理にあたる。
 - (6) 庶務会計は、会務遂行の諸事務および会計事務にあたる。
 - (7) 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。
- 第10条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第11条 この会の会議は、総会、役員会、理事会、評議員会とし、会長が招集する。
- (1) 総会は、毎年8月に開催する。ただし、会長において必要と認めるときは、其の期日を変更し、または臨時に総会を開催することができる。
 - (2) 総会に付すべき事項は、次の通りとする。
 - ア. 予算および事業計画の決定
 - イ. 決算および会務報告の承認
 - ウ. 役員選任および委嘱役員報告
 - エ. 会則の改正
 - (3) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
 - (4) 会長、副会長、監事、庶務会計は役員会を構成し、次の事項を協議する。
 - ア. 総会に付すべき事項の審議決定
 - イ. 会則に定める事項の審議決定
 - ウ. この会の運営に関する事項の決定
 - (5) 理事は、理事会を構成して、会務の運営に関する企画、調整、執行等について協議する。
 - (6) 評議員は、評議員会を構成して、会務に関する基本的事項について協議する。

(会計)

- 第12条 この会の経費は、入会金、終身会費、臨時会費および寄付金等の収入をもってあてる。ただし、金額については理事会の議を経て決定するものとする。
- 第13条 正会員は、入会に際し入会金、終身会費を納入しなければならない。
- 第14条 会長は、必要と認めるとき理事会の議を経て、臨時に会費を徴集することができる。
- 第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

- (1) この会の会則は、昭和53年度総会の決議を経た日から施行する。
- (2) この会の会則は、総会の議を経て改正することができる。